別表第14の2⑶イ中「30～40℃」の下に「の範囲内で一定の温度」を加え、同④ニ中「電子衝撃イオン化（ＥＩ）電圧」を「電子イオン化法（ＥＩ法）で、イオン化電圧」に改め、同表の3中「試験する。」の下に「速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24時間以内に試験する。」を加え、同表の5中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を加え、「精製水を上記４と同様に採り、これに」を削り、「注入する。」を「メスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて一定量とする。この場合、調製した溶液のそれぞれの揮発性有機化合物の濃度は、上記４に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」に改め、「操作して」の下に「（内部標準液Ｂを注入する操作は除く。）」を加え、同表の5の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４と同様に操作してそれぞれの揮発性有機化合物の濃度を求め、上記４に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第15の2⑻中「60～80℃」の下に「の範囲内で一定の温度」を加え、同表の2中⑼を⑾とし、⑻の次に次のように加える。

⑼　トラップ管

内径２㎜以上、長さ５～30㎝のもので、ステンレス管又はこの内面にガラスを被覆したもので、ポリー２，６－ジフェニル－ｐ－ジフェニレンオキサイドを0.2～0.3ｇ充填したもの又はこれと同等以上の吸着性能を有するもの

ただし、トラップ操作を行わない場合は、この装置を使用しなくてもよい。

⑽　脱着装置

トラップ管を180～250℃の温度に急速に加熱できるもの

ただし、トラップ操作を行わない場合は、この装置を使用しなくてもよい。

別表第15の4⑴中「固定する」を「密閉する」に改め、同⑵中「ガスクロマトグラフ－質量分析計」の下に「（トラップ操作を行う場合にはトラップ管及び脱着装置を接続したもの）」を加え、同表の5中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を「注入する。」の下に「この場合、調製した溶液のそれぞれの揮発性有機化合物の濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」を「操作して」の下に「（内部標準液Ｂを注入する操作を除く。）」を加え、同表の5の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作してそれぞれの揮発性有機化合物の濃度を求め、上記４⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４⑴及び⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第16の3中「保存する」を「保存し、２週間以内に試験する」に改め、同表の４⑵中「、下記⑶で求めた空試験のピーク高さ又はピーク面積の比を差し引いた後」を削り、同表の４⑶を削り、同表の5中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を加え、「それぞれに内部標準液0.05mlずつを加え、更にアセトンを加えて10mlとする。」を「精製水を加えて200mlとする。この場合、調製した溶液の１，４－ジオキサンの濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。」に、「４⑵」を「４⑴及び⑵」に改め、同表の5の次に次のように加える。

６　空試験

精製水200mlを採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作して１，４－ジオキサンの濃度を求め、上記４⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４⑴及び⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第16の2の3中「冷暗所に保存する」を「、冷暗所に保存し、２週間以内に試験する」に改め、同表の5中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を「100mlとする。」の下に「この場合、調製した溶液の塩素酸の濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、同表の６中「行うことができる。」の下に「この場合、上記３の規定にかかわらず、速やかに試験できない試料は、冷暗所に保存し、24時間以内に試験する。」を加え、同表中６を８とし、５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作して塩素酸の濃度を求め、上記４⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。